

## 公有地の売払いを行います

市内15カ所の公有地を、インターネット上の公有財産売却システムを利用し、売払います。

**参加申込期間**＝1月17日(水)13時～2月5日(月)14時

**入札期間**＝2月19日(月)13時～26日(月)13時

**入札確定日**＝2月28日(水)17時

※現況有姿引渡となります。

※詳しくは、市ホームページ(1月17日(水)以降)でご確認ください。

**問合せ**＝手続きに関すること：総務課 管財係(内線254)・物件に関すること：まちづくり事業課(内線631)

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・源泉徴収票を送付します

それぞれ対象となる人には、下記のとおり日本年金機構より郵送します。所得税や市県民税等の申告時に添付する必要がありますので、なくさずにお持ちください。(紛失した場合は年金事務所で再交付ができます。)

### ◆「控除証明書」の送付

**対象**＝令和5年10月3日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した人

※令和5年10月～11月に送付された人は除く。

**発送時期**＝2月上旬

※「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録を行った人へは1月下旬電子送付予定。

### ◆「源泉徴収票」の送付

**対象**＝令和5年1月～12月に「老齢年金」を受けとっている人全員

※「障害年金」や「遺族年金」及び「年金生活者支援給付金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

**発送時期**＝1月中旬

※控除証明書、および源泉徴収票の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスを行っています。受け取った電子データを国税庁の提供するe-Tax等に取り込むことができ、簡単に確定申告や年末調整ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

**問合せ**＝ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)・奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

(保険年金課)

## 地元産イチゴの即売会

市内の農家から出品されたイチゴの品評会を開催。品評会終了後に即売会を行います。

**日時**＝1月16日(火)11時30分～

**場所**＝三の丸会館(中央公民館)1階ロビー

**問合せ**＝農業水産課(内線554)

## 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ(国制度)

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。該当される人で申請がまだの場合は、2月29日までに申請してください。(一定の収入制限あり。)

**対象者**＝◆18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親世帯の人で、

1. 令和5年3月分の児童扶養手当が支給されている人(振込済)
2. 公的年金給付等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
3. 児童扶養手当の受給資格に該当する人で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

◆ひとり親世帯以外の世帯の人で、

4. 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象であった人(振込済)

◆18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親以外の世帯の人で、

5. 令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

◆上記に該当していても対象外となる場合があります。

**支給額**＝児童1人あたり5万円

**申請手続き**＝

<対象者のうち1.4に該当する人> 振込済

<対象者のうち2.3.5に該当する人> 要申請 該当と思われる人は市子育て支援課に申請をしてください。申請書の様式は市ホームページよりダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ送付します

**申請期限**＝2月29日(木)(必着)

※3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額改定の認定請求をした人等の申請期限は3月15日(金)です。

**問合せ**＝子育て支援課 給付係(内線522)